相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区清水町七九番地、最後の住所東京都板橋区清水町七九番一〇号
被相続人　亡　小林　智和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
東京都千代田区有楽町二―一〇―一東京交通会館一〇階一〇二一号有楽町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　友納　治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市幸町四丁目一六番地二、最後の住所東京都立川市幸町四丁目一六番地の二ダイアパレス立川幸町二〇五号
被相続人　亡　髙橋　治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田神保町二丁目一三番地、最後の住所東京都新宿区下落合二丁目一九番二七号アライブ目白二〇八
被相続人　亡　田沢　玉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サニーシティ荻窪三〇四号**荒**井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　**荒**井九州雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市千刈一丁目一五二番地、最後の住所東京都日野市大字日野一五二九番地
被相続人　亡　田沢　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島三丁目一〇番、最後の住所東京都江東区大島三丁目一〇番二号
被相続人　亡　渡邉　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区寿町四丁目一四番地一、最後の住所横浜市青葉区松風台一三番地一三ライフコミューン松風台
被相続人　亡　清水　耕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
東京都世田谷区玉川三丁目一五番七号山田ビルB―三〇三
相続財産管理人　司法書士　藤田　雅夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越一丁目五三九番地、最後の住所東京都世田谷区北沢五丁目三五番一六号黎明荘
被相続人　亡　**望**月　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
東京都千代田区九段北四丁目三番二〇号九段フラワーホーム六階六〇三号室
相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区九段南二丁目一九番地、最後の住所東京都豊島区南大塚三丁目三八番一〇―三〇五号
被相続人　亡　楠本　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡田　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区生麦五丁目一一二六番地、最後の住所横浜市港北区菊名五丁目一〇番二一号
被相続人　亡　吉川　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
神奈川県藤沢市高倉五七三番地の一七
相続財産管理人　酒井　量三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県あわら市山十楽第九号二二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　伊藤六右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
福井市宝永四丁目三番二九号
相続財産管理人　金井　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区伏屋二丁目六〇六番地、最後の住所名古屋市中川区伏屋二丁目六〇六番地ラビデンス伏屋一〇二号
被相続人　亡　山田　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
名古屋市中区丸の内三―二―二九ヤガミビル七階増田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横山　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区城下町一丁目一七番地、最後の住所名古屋市南区城下町一丁目一七番地宝呼続公園ハイツ二〇七
被相続人　亡　井上　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ九階中京法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　奈奈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第82期決算公告

平成22年10月25日
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛治町100番地
株式会社石田大成社
代表取締役　阿部　達三

貸借対照表の要旨
（平成22年6月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,151	流動負債	2,804
固定資産	6,718	固定負債	2,871
		株主資本	6,194
		資本金	90
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	6,108
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	6,086
		（うち当期純利益）	(158)
		自己株式	△4
資産合計	11,870	負債・純資産合計	11,870